

平成 31 年 4 月 26 日

会員 各位

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 半 田 一 登

ハラスメントに関する注意喚起

前略 平素より本会活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 9 月 11 日に「臨床実習中における学生への指導について」というメッセージにて、臨床実習中のパワーハラスメントに関する注意喚起を行いました。また、この度の「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」改定に伴い実施する「臨床実習指導者講習会」においても、「臨床実習指導者のあり方」としてハラスメント防止に関する講義・演習時間を設け、臨床実習指導者の教育に関する知識向上ならびに再発防止に努めております。しかし、残念ながら、ここ最近でもハラスメントの相談は増加しており、問題の顕在化が伺えます。

ハラスメントは人の尊厳を傷つける行為であり、職場や教育現場において個々人の能力発揮や成長を妨げるばかりでなく、我々理学療法士の社会的評価を著しく低下させるもので、いかなる場合でも許されるものではありません。

医療専門職として、社会人として、ひとりの人間として、適切な行動をお願いします。

草々